

Title	清代における佃戸の田租減免率
Sub Title	
Author	和田, 博徳(Wada, Hironori)
Publisher	三田史学会
Publication year	1976
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.47, No.4 (1976. 7) ,p.24(290)- 24(290)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究余滴
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19760700-0024

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

清代における佃戸の田租減免率

清代に業主（地主）の田賦を減免した際、佃戸の田租（小作料）をも減免する政策が採られたことはよく知られている。ところで従来、その減免率は「凡遇蠲免錢糧、合計分數、業主蠲免七分、佃戸蠲免三分」。（『清実錄』康熙四十九年十一月辛卯）とある如く、清初には業主が十分の七、佃戸が十分の三に制定されていたが、清代中期になると、このような減免率の制定は全く見られない。これは清初以後に國家権力が地主・佃戸関係に対し重要な態度変更をした故であると論ぜられて来た。しかし、清代中期になつても依然として田租の減免率が制定された事実をここに始めて明らかにしたい。

乾隆三十五年に全国の田賦を普免した際、佃戸の田租をも減免させたが、それについて、清実錄の乾隆三十五年正月癸未の条に、「此次又值加恩普免、著各該督撫、遇輪蠲之年、遍行勸諭各業戸等、照應免糧銀十分之四、令佃戸準値減租、使得一体仰邀慶惠」。とある。これによつて、清代中期の乾隆三十五年に佃戸の田租減免率を十分の四に定めたことは明らかであるが、更に東華錄の乾隆三十五年正月庚辰の条にも、「各省輪捐之年、勸諭業戸、照蠲數十分之四、減佃戸租」と見える。右の清実錄・東華錄の記事はこれまで不思議にも見落されて來たが、従来知られた記事の中にも清実錄の乾隆三十二年四月辛酉の条に、「勸諭各業戸等、照每畝應蠲漕米數内、亦令佃戸免交一半」とあり、佃戸の田租減免率を一半すなわち十分の五に制定していた事実を見出すことができる。

以上によつて、清代中期の乾隆三十年代に佃戸の田租減免率が定められていた事実を始めて明らかにしたが、従来の研究によると、佃戸の田租減免率は元明時代には十分の二乃至十分の三であり、清初にも前述の如く十分の三であったので、清代中期に至つて十分の四あるいは十分の五へと増大したことになる。このような田租減免率の増大は、清代中期における佃戸の地位の上昇や抗租の激化などがもたらした結果と考えてよいであろう。

（和田博徳）